現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名　県道江崎金岡線道路改良工事（８－１）

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>一般事項</td><td>技術者の適正配置</td><td>１．請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。

２．専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。
　なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</td></tr>
<tr><td></td><td>施工時間帯</td><td>１．本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>建設副産物</td><td>本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合においは以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

<table>
<tr><th>種　別</th><th>搬出先住所</th><th>搬出先名称</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>第3～4種
建設発生土</td><td>岡山市東区
竹原2309-1</td><td>早坂建設㈲</td><td>L=7.8km</td><td></td></tr>
</table>

１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。

２．　建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</td></tr>
</table>

20260101

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>一般事項</td><td>建設副産物</td><td>本工事から発生する特定建設資材廃棄物（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。
　また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。

特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（無筋）</td><td>岡山市南区
飽浦地内</td><td>㈱南備</td><td>L=10.6km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊</td><td>岡山市北区
御津河内地内</td><td>第一建設㈱</td><td>L=34.7km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）ゴミ等を混入させないこと。
３）As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。

２．特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</td></tr>
</table>

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	変更後請負代金額の算出	１．請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 変更後請負代金額 ＝（変更後設計金額(税抜)×（当初請負代金額(税込)／当初設計金額(税込)）×（1＋消費税率） 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	その他	１．工事の実施に当たっては、道路交通法第７７条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 ２．現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 ３．公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 ４．工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 ５．工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 ６．施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 ７．現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 ８．残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 ９．本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 10．本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。 元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。 ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。 ・「建築物」の調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。 ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」（報告の対象外工作物あり）の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID（法人・個人事業主向け認証システム）にて報告を行うこと。 ・工事着手前までに事前調査結果の掲示（様式Ａ３以上看板を設置）すること。 ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。 ・対象：隣接宅地におけるコンクリート舗装部（駐車場）

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項		11. 受注者は、工事施工前に「事前測量（丁張含む）」を実施し、監督職員へ提出すること。 また、事前測量により現地状況等が発注資料と相違がある場合は、遅滞なく協議を行うこと。 協議後は監督職員の指示に従うこと。
施工一般	一般事項	１．施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。 ２．施工中の用水路の切廻し断水等については関係機関との協議を行い、支障のないよう配慮すること。
道路土工	掘削工	掘削土質は、粘性土で見込んでいる。
	盛土工	１．路床盛土は、砕石（RC-40）による施工を見込んでいるが、施工に当たっては監督員と協議すること。 ２．終点側端部については、擦付け施工を見込んでいるが、未買収地があるため、官民境界を確認し、監督職員と協議すること。
排水構造物工	作業土工	１.床掘り土質は、粘性土で見込んでいる。 ２.埋戻し土は、砕石（RC-40）による施工を見込んでいる
	側溝工	１．起点側の自由勾配側溝については、既設用水路へ接続させるよう見込んでいる。 なお、接続部の集水桝については次工事での施工を予定している。 ２．終点側の自由勾配側溝については、端部から排水が漏れないよう処置方法について検討し、監督職員と協議すること。
	取水桝・マンホール工	プレキャスト集水桝（縁石付側溝）の構造については、現在検討中であり、契約後に監督職員より指示する。
構造物撤去工	追加	１．既設用水路との接続に伴う水路取壊しについては見込んでいない。 自由勾配側溝の接続にあたり、現地状況を踏まえて、取壊し範囲等を監督職員と協議すること。 ２．施工に支障となる電柱（木製）の撤去を追加する予定である。 撤去後に適切に処理すること。
舗装工	舗装工	舗装範囲を舗装工平面図のとおり見込んでいるが、現地の状況や施工状況に合わせて監督職員と協議すること。
仮設工	一般事項	１.「積算用参考図」は、任意仮設として積算内容を示したものである。 よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。 ２.仮設の施工に当たっては関係法令要綱､指針及び現地条件を勘案のうえ､一般交通・沿道物件並びに工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。
	工事用道路工	工事用道路工として、下記のとおり設置及び撤去見込んでいるが、現地の状況により本工法により難い場合は、監督員と協議すること。 敷鉄板　N=15枚

工　種	種　別	説　明　事　項
仮設工	水替工	水替工として下記のとおり見込んでいる。 なお、現地の状況によりこれにより難い場合は監督員と協議すること。 排水ポンプ　口径50㎜　１台 排水方法　常時排水
	交通誘導警備員等	交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　１８人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。
共通仮設費	技術管理費	受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査、諸経費動向調査、施工合理化調査及び施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をすること。 工期経過後においても同様とする。経過後においても同様とする。
	安全費	架空線及び架空電線の防護措置について １．架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及びＮＴＴ又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。 ２．防護措置に係る協議等について、ＮＴＴ又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。 また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。
その他	用地関係	１．本工事区間の隣接地において未買収部分があるため、監督員と十分打合せを行いながら施工を進めること。 境界の座標等必要な資料を提供するため、現地測量等にて境界を確認すること。 ２．工事着手前に隣接地権者へ連絡し、了解を得てから着手すること。
	区画線	既設舗装撤去に伴う区画線の復旧については、見込んでいない。 復旧が必要となった場合は、監督職員と協議すること。
	接続道路	県道江崎金岡線の整備に伴う周辺道路との接続構造については、現地の状況を踏まえて、監督職員と協議すること。
	占用物件	１．本工事区間に埋設されている占用物件の占用者と十分調整を行いながら施工すること。 なお、試掘が必要な場合は、監督員と協議すること。 ２．施工範囲に量水器・仕切弁があるため、移設・嵩上げが必要となる。 本工事と占用者にて発注する工事と調整すること。 ３．施工範囲に下水桝があるため、移設（桝・接続管）が必要となる。 本工事と占用者にて発注する工事と調整すること。
	建設発生土の工事間流用	建設発生土の工事間流用が実施され変更事項が生じた場合は、発注者の指示にしたがい設計変更の対象とする。 但し、原則として後者発注工事で変更処理する。
	その他	本工事区間は、時間帯により、大型貨物自動車等通行止めの規制区間である。 使用重機及び資材の運搬時には留意して施工計画を検討すること。 規制時間帯　：　７：００ ～　９：００ １６：００ ～ １９：００